

地獄物語〈東行日記附録〉

△東行日ノ記附録V地獄物語

【一】○予が家に三四年飼置たる狗あり。赤斑にして頗る逸物なりけり。捌チと呼べりしに、予が厄に遭ひし日、俄に（以下約半丁分破損、狩野文庫本により補う）（毒に中り死せり。児童等常に愛せし狗なれば、葉を与へなどせしかども、終に斃れたり。間もなく命ありて厄にあへり。人皆この凶兆なりしといへり。予が師、寛居翁の家に年久しく飼たる狗、これも捌（ハチ）と呼べるあり。師翁、外へ出るゝ時は必この狗、従ひ走れり。師、歿せらるゝ前、故なうして俄に死せり。思ふに、獸すら飼るゝ人の為に凶を告て死す。人として忠義を知らざるもの、実に狗犬にも劣れるかな。【二】○予、禁錮せられ、雨龍の森のあたりなる所にありたるに、一夜夢現の間、恍惚として梁上）

● 厄 安政の大獄に連座、下獄した災厄のこと。

● 寛居翁 国学者で外宮権祿宜、足代弘訓の号。延世の国学の師。安政三年（一八五六）没、七十三歳。延世よりも四十歳の年長。

● 雨龍の森 松阪殿町にあった雨龍天王社の森。同神社は明治四十一年に松阪神社に合祀された（跡地は現在の松阪カトリック教会）。延世は安政六年（一八五九）五月二日に呼び出され、町奉行所に出頭、十五日に江戸へ護送されるまで、在会所の長屋揚り屋に拘禁された。その在会所は雨龍社の道を挟んで向かいにあった。なお、同神社の神主笠因能登守及びその弟竹内嘉十郎は世古と親交があり、竹内嘉十郎は浅草溜から解放された直後の世古に金五十両を快く貸し与えている。延世は江戸着の同年五月二十八日より十月二十七日に浅草溜預けとなるまで、和歌山藩江戸中屋敷内、青山菖蒲谷奥揚り屋（八番）に拘禁された。

● 寛居翁、師翁 足代弘訓。伊勢の出身。恪太郎の師。

● 捌チ 松阪の出身。恪太郎の飼っていた犬の名前。赤い斑点があった。

● 捌チ 伊勢の出身。恪太郎の師である足代弘訓が飼っていた犬の名前。

に狐叫ぶ声ありと覚え、驚き起て見たる

に、灯火くらく警固の人も睡れると見え、

何の事もなし。誠に怪しかりし事也。

【三】○予青山の獄に有し時、七八月の頃なりけむ、
紀州御小納戸頭取佐野彦太夫、御坊主小上周沢（二字「某」を見せ消ち傍書）
といへる者を切たる事あり。佐野は八百石永祿

の士なり。江戸詰にてありしに、御坊主小上周沢（二字「某庵」を見せ消ち傍書）

心悪しき者にて、常に長屋に來り、或は強て

酒を乞て飲み、様々の腹悪敷事ありしに、

遂に禍ヒ身に及びて、或日佐野、御殿より

退出し、肩衣の俣、下緒にて纏をかけ、夜具を前に

置キ、刀を二三刀も抜キ、傍ラに置、試ささまを

なし居たる所へ、彼御坊主、御前より下りの

御菓子分配のため持來り、既に其間に

● **青山の獄** 延世は江戸着の同年五月二十八日より十月二十七日に浅草溜

預けとなるまで、和歌山藩江戸中屋敷内、青山菖蒲谷奥揚り屋（八番）に

拘禁された。

● **佐野彦太夫** 安政文久年間の和歌山藩士分限帳『御手帳御家中姓名録』

（『南紀徳川史』八所収）の「御徒頭格」に「五百石（中奥詰） 佐野彦

太夫」。

● **小上周沢** 不詳。

● **小上周沢** 御坊主。乱心した佐野彦太夫に斬られて死んだ。

● **佐野彦太夫、佐野** 和歌山藩の御小納戸頭取であったが、乱心して、御坊
主を斬った。

入らむとするを、侍ヒ危しとて止めたれどきかずして、其間に入れて口上を演んとする所を、脇差にて胸板を一突したり。御坊主立んとして斃れたるを、押かゝつて一刀に喉を差留メ、侍を呼び、刀に水を掛しめ納メて、直に届んが為なるべし、御広敷に到りしに、衣服に血染みたるを見て番士通さず。故に中之口に到るに又通さず。こゝにて心付たるか、長屋に帰レリ。是より此事を彼士の侍、其筋へ告るによりて、終に捕へんとするに、公事方へ命ぜられ、予が知りたる八助・権之助・増右衛門と云者等取押へたりしとぞ。其時、座して脇差に手を掛ケ居たる故、恐れたれど、モゼリにて押へ、縄をかけたるよし。乱心のよしなれど、身柄の能キ士故、誠に縄をかくる事もならず。たゞらげ置、夫より座敷牢拵る迄は入置ため、揚り屋に有ル板・乗物・網杯を公事方、則岡源内・八助等、取に來り騒ぐを、予聞いていまだ其事を知らねば、予に關る事ならむかと甚危みし

● 八助・権之助 公事方陸尺。

● 増右衛門 不詳。

● 則岡源内 江戸詰の和歌山藩士。公事方御仲間頭。『御手帳御家中姓名録』には「御勘定」に「（独礼御勝手方当分大納戸助兼御仲間頭助兼／当分御厩へ罷出御取締之儀御厩支配も申談当分御勘定公事方）則岡源内」とある

● 権之助 公事方陸尺。乱心した佐野彦太夫を捕まえた。

● 則岡源内 公事方御仲間頭。乱心した佐野彦太夫を捕まえた。

● 八助 公事方陸尺。乱心した佐野彦太夫を捕まえた。恪太郎に鰻、蕎麦等を差し入れする。須原屋角兵衛の手代長七の話をする。

● 増右衛門 乱心した佐野彦太夫を捕まえた。

事なりし。日を経て、彼士の親族国より迎として来り、足枷セを入レ、手は木綿にて体に巻付、駕にて木曾街道を登れりとぞ。この足枷も入用ありと計にて、揚り屋へ尋に來りしかば、是も然る事とはしらず、危みし事なりし。此話は、予が方へ日々廻りし八助等が物語りなり。後また間に、此士乱心故、内分にて事済、役を停めらるゝ事と云り。御坊主は斬れ損に成りしと。日比志しよからざるが故に、かゝる不幸にも逢たるなりと人云り。

【四】○青山にて予が番人の中に伝蔵といふものあり。もと紀州海辺の産にて、始メ船乗をして居たる者なり。江戸へも度々有田檳柑を積來りし事も有りとぞ。後に御中間に成り、御目附方火の番となりて長く勤めたる事もあり。此者の話には、海上の事と火事方角の事は委しかりき。其中に、或時江戸に渡海の時、遠州灘にて明方の事なりしに、海面赤き小山の如き物浮び出たり。怪しみ見しに其物動き出し、暫して沈し事あり。船中の老夫に問ひしに、「これ赤エイ（右傍記「黄貂魚」、左傍記「」）
{9B5F}

- 伝蔵 延世と親しかった揚り屋の番人。七月二十五日に前任者の代わりにやってきました。

- 伝蔵 青山の揚り屋の番人。紀州の海辺の出身。最初は船乗りだったが、その後中間となり、藩邸の火の見番を数年勤めた後、青山の揚り屋の番人となる。恪太郎に江戸の金山寺味噌の作り方を教えた。

魚にて、まゝ見し事あり」といへり。誠に恐しく覚えし事なりと。又船幽霊に逢し事あり。

或夜、風雨の如く人声の如く、船近く又は遠くなり、物凄き事限りなし。この時杓の底をぬき、海中に投ゲ入るゝ習ひとぞ。また怪しき火を見し事は度々にて、大海にては常の事なりとぞ。一度大風波に逢て髪を断ち、金比羅に祈誓して眼を開きたるに、闇黒中海面に一点の火を

顕せり。是を目当にして湊に入り、死を免れたり。

海中風波にて闇黒方角を失する時は、金

比羅又は隠岐の焼火権現に祈誓する習ヒ

とぞ。必ず験ありて神火を賜ふ。其火を目

当と定れば、頓ち滅すといへども、湊に入る事を

得るといへり。焼火権現を祈誓の時は、苦に火

を付けて海中に投ずる事となり。

【五】○同じ男の話に、御殿の御火の見番数年勤しに、安政二年十月二日、此男番にて壱人り火の見にあがり居たるに、夜四ツ過俄に大地震にて、火の見の動く事、船にて大波濤を乗るが如く、下らんとすれども立つ事を得ず。死を極めて居たるに、

● **船幽霊** 海上に出現する妖怪。杓子を要求するが、底を抜いて貸さないと、その杓子で水を掛けられて船を沈められるという。

● **焼火権現** 現・島根県隠岐郡西ノ島町焼火山にある神社。海上安全の守り神。北前船航路によって全国に広く伝えられ、江戸でも盛んに信仰された。

● **大地震** 安政二年（一八五五）十月二日夜に江戸を襲った安政の大地震のこと。被害は甚大で、江戸の死者約一万人余、倒壊家屋二万六千余、影響は近郷近在に及んだ。

● **伝蔵** 青山の揚り屋の番人。紀州の海辺の出身。最初は船乗りだったが、その後中間となり、藩邸の火の見番を数年勤めた後、青山の揚り屋の番人となる。恪太郎に江戸の金山寺味噌の作り方を教えた。

その内江戸中諸所より火起りたる故、知らせの太鼓を打んとするに、先程の一震にて太鼓落ちたる故、盤木を打しとぞ。此時は地震も止みたる故、漸にして知らせを打て、火の見を下りしとぞ。「かゝる恐しき事はあらざりし」と語りし。其後、一夜暴風にて火の見の屋根吹飛し。御目付長屋の上に落し事有り。此時は身体も俱に飛しやうに覚えたりとぞ。

【六】○此男の話に、火の見番は火事のありし翌日、其所へ方角見とて往く事、大方毎日の如くなれば、江戸中の方角を知らざる事なしといへり。九月十七日夕方、桜田の方に火起りたるを見て、頓ち「御本丸の方角也。且火色青し。是金物銅の焼るなり。御城に相違なし」といひしに、果して違はざりし。

【七】○予青山に禁錮中、治療をうけし森川鞆斎は蘭家にて、予と同甲なり。此人母あり。その母、予も母有る事を聞て、母子の情を察し、予を憐んで、時々獄中に食を

● 九月十七日 『東行日記』にも九月十七日とあるが、十月十七日の誤り。

この日夕方七ツ時過より出火、江戸城本丸が焼失した（『徳川実記』）。

● 森川鞆斎 伝不詳。江戸の蘭方医。延世が江戸に滞在中、治療に当たるとともに、終始心の籠もった懇切な世話をした人物。

● 森川鞆斎、鞆斎、森川 青山の揚り屋にて、恪太郎を治療する蘭方医。恪太郎と同郷の人。勝海舟の近所に住んでいる。

贈れり。故に鞆齋も、隔日必来りて〔80D7〕察し、子を慰めたり。予が詠ずる所の歌を書留メ帰る事度々なり。此人旗下の士などに聞ける事ども、予が談に及ぶ事杯も聞せたり。よつて力を得たる事多し。予、国に帰る時は、母の縫たりとて蒲團様の物迄も贈られたる厚志、今に忘れがたし。

【八】○禁錮中、秋の頃、桧物町に逗留せる熊吉、浅草に在る山口千枝と云卜者の方へゆき、予が墨色を見せむとて到りけるに、熊吉の顔色を見て、「其許は跡へ残らるべし」とて、他を皆済し帰し後、熊吉を別席に入れて、「然らば墨色を出さるべし。其許は伊勢人なり。且、人中にて申難き墨色見る事もならぬ物なり。然れど、斯遠路参られし事故見るべし。赤坂の方より参られたるなるべし」といふ。熊吉これを聞て大に驚きしかば、然らぬ体にて、「伊勢にてはこれなく」といひしかば、「さなくば黙して置れよ」といふて、「是はいふた斗にては悪しかるべし。書きたるが入用

● 檜物町 現・中央区八重洲一丁目・日本橋三丁目のうち。

● 熊吉 延世の店の手代。延世が江戸で拘禁中、檜物町河岸旅宿伊勢屋安兵衛方に滞留して、後方支援を行った。

● 山口千枝 伝不詳。墨色占いを能くした江戸の占卜家らしい。

● 赤坂 延世が拘禁された和歌山藩中屋敷があった。

● 熊吉 熊吉。恪太郎の家の雇い人。山口千枝に恪太郎の墨書占いを依頼した。

● 山口千枝 浅草に住んでいる卜者。恪太郎の墨色占いが的中した。

ならむ」といふて、また易をたて後、半紙一枚に書て与へたり。熊吉も空恐しく、早くそこ＃＃にして帰る時に、金五拾疋を包みて謝したるに不受、「ケ様の厄に罹れる人のは、ともに免れられん事を祈るのみ。更に謝義に不及」とて返せりとぞ。其一紙に、

墨色龍の勢ヒ有り、甚強し。二男にして家督たり。然ども今宝物を地中に埋ム

形チ有り。財を放散するの形チありといへども、

上に引立ルによつて、内評有ル形チ。九十月に至り

枯木再ビ花開ク形チ。又風荒くして、出船

の形チ有り。然りといへども、後年に至り弥発

達す。今の所は旅より旅に趣く気あり。

後別宅隠居の如き宅にて転変度々

に及ぶべし云云。

予、此ケ条を見るによくトせり。此後又他人をして遣りしに、「此墨色先達て一見せり。

赤坂の方より参りしならむ」といへりしとぞ。書て遣はせしは、同断なりし中に、地中の

宝物今に顕るべしといへり。間もなく予、

免るゝ事を得たり。其指ス所悉く的中、実に奇といふべし。此ト者は江府第一の卜者にして、熊吉が至りし時も、奥女中或は立派なる士人杯もまじり、トを請ふ者三四拾人も有しとなり。然るに、予帰国して明年の春、熊吉をして江府に趣かしむる事ありければ、試みに予又は兒童の墨色を齎らしめ遣りたるに、判断の書持帰りたるを見るに、昨年とは天淵の違ひにて、一ツとしての中せる事なく、甚妄なる事斗りなりし。是も亦奇といふべし。

【九】○禁錮中、神明、予を憐て夢に純酒一壺を給へり。是を飲に甘露の如く覚え、頓ち四五盞を傾けたるに、胸中爽然、病苦鬱悶を忘れたる如く愈快なる時、食事を持来れり。これに出給へといふ声に夢覚、格子の外へ出て蕎麦を喫し、蕃椒を囓居たりしに、番人側に耆人居たるが、予が顔をつく\$\$\$見て、「殊の外赤し。蕃椒を多く食し給ふ故、直に逆上し給ふか」といふに、予彼夢中の神酒にて、顔赤くなりしならむと

● 蕃椒 唐辛子。唐辛子を紫蘇の葉に巻いた漬物「種拔蕃椒日光漬」の製法が『四季漬物塩嘉言』に載る。

窃にをかしく思ひ、其俣手早く食事を

済し、「蕃椒を斯く逆上セども好物なり」といふて、いざりて格子の内に入たりしに、番人も少し済マぬ顔ながら、何ともいはざりし。こは此番人は

伝吉といふ男にて、紀州の産なり。年五拾

餘なれど、面貌音声ともに三十斗の容子

にて、惣身、毛髪はたゞ頭ラ眉に有のみにて前陰

杯は二三才の小児の如く、大サ榧実位のものなりと

朋輩の者いへり。故に妻をむかへたれども逃去

れりといふ。然れば、たゞ酒を好み、一日壺升餘

を飲み、又蕃椒を好み、一度の菜に拾式拾も

嘸となり。自ラ蕃椒を紫蘇漬又紫蘇焼

杯にして大にほこり、予に与へたり。これが故に予が

顔の赤を怪しむに亦蕃椒を以てし、予が

好むといふを以て、この後いよ# #調味して与へたる

には頗る困れり。

【十】○同じ男、高野に店を出し、豆腐を製し

居たる事有りとて、野山の事を常譚にせり。

然る故か、痔疾のまじなひをして、其謝

物一年式拾金を得るといふ。実に日々二三人ヅゝ

● 伝吉 揚り屋の番人、藤田伝吉。

● 高野・野山 高野山。古くより男色の盛んな地であったために、痔疾のまじないも種々伝えられていたのであろう。

● 伝吉 揚り屋番。青山の揚り屋の番人。紀州の出身。五十歳ぐらい。胡椒を好む。痔疾の呪いをする。

頼み来り、非番には其所の屋敷、此処の町屋へ行キまじなひをなし、夜々大酔にて、長屋に帰る事、常なり。此一事にて実に江府の広キを知れり。

この男まじなひをなす為とて、毎曉、水浴み、弘法大師を念ずる声、聞えざる時なし。度々朋輩等やかましきとて、争論にも及べり。斯大師を信ずるに、自ラ飼ふ処の鶏、雌雄あるを一日頓ち割木に敲ち殺し、彼一升を傾くる肴と

せり。其雄鶏の哀声、予聞に堪へず、「是は殺す事を止めて、予に与へよ」といひしに止まり、夫より十日斗

飼置たるに、やゝもすれば敲殺んとするにより、岩右衛門といふ番人を頼たるに、近辺の寺院に鶏を多く養ふよしなれば、それへ米少しを添、上ゲたりといへりしかど、此岩右衛門も六十餘の男に似げなき好色にて、妾杯を蓄へたるよしなれば、如何したりけむ。

【十一】○青山に禁錮したる所を、菖蒲溪といふ。御庭山の下にて誠に湿地なり。樹木鬱々として、六月土用に鶯も啼、郭公も朝夕声絶ず、江戸の中とも覚えざりし。

● 岩右衛門 揚り屋の番人、小上岩右衛門。

● 菖蒲溪 青山の和歌山藩中屋敷内にあつた湿地。揚り屋があつた。

● 岩右衛門 小上岩右衛門。揚り屋番。青山の揚り屋の番人。六十歳ぐらい。格太郎が買った鶏を寺院に預けた。

【十二】○禁錮中こまりたるは、暑気の時分、便所の臭気には堪がたかりし。殊に秋に至り、七月中旬、赤小豆を煮たるに砂糖を和し食したるに、夫より下痢し、一日に三四拾度も瀉したる事、三四日に及べり。此時の臭、食物を傍ラに入れたるに、夫にも移り番人も堪兼、杉の青葉を燻べし事なりし。

【十三】○蚊の多き事たとへがたく、蚊帳を垂たれども、其上に毎夕、林の杉葉を折来り、燻べるには眼も痛く、また暑気には日さし入、寒気には風吹入、誠に艱苦いふ斗なかりし。

【十四】○秋の頃一日、君侯、浄瑠璃坂水野土州の邸に御入の事あり。此日土州さま\$\$の饗応申されし由なり。これにつき話を聞に、前方は新宮、殊の外困窮の家なりしかど、今は金蔵有位にて、諸侯へも数多金を貸し、大に富たるよしなり。土州の為人を評するに、学問も詩歌も武事も何くれと致され、馬は殊に名人にて、又算術にも長ぜらるゝとぞ。然れど、心術は番人等も評する事ありたり。産物として、さま\$\$の利を射られしかども、中には金山寺味噌を夥敷大阪より江戸へ廻したるに、

● (参考) 『東行日記』八月十二日条、「此頃、小豆を焚、砂糖を和し、両三日食し候事有之所、夫より下痢相催し、両三日の間、一日三四拾行の下痢あり。大に悩み候処、無程快気也。尚又、此後歯痛発し、肩凝り・頭痛甚敷、依て森川を頼、水蛭を数拾頭痛にかけ、夥敷血を出したる事度々なり。右にて追々相緩みたるに、其中に一夕魚酢を食しける処、齒に当り、其時の大発、実に気を失ふ程なりき。其時、介抱人、肩を叩て、漸これをゆるめたり。此他、病苦、言語に絶たり」。

● 水野土州 和歌山藩御付家老で紀伊新宮城主、水野土佐守忠央。嘉永二年(一八四九)、四歳の康福(家茂)が十三代藩主になると、その補佐にあたり、嘉永六年、隠居の治宝(第十代藩主)の死後、藩政の実権を握った。安政五年(一八五八)、將軍継嗣問題で大老井伊直弼と結び、十三歳の家茂に將軍職を継がせた。万延元年(一八六〇)、井伊大老暗殺後、隠居謹慎を命ぜられたが、元治元年(一八六四)その罪を解かれた。貴重古書を覆刻した叢書『丹鶴叢書』の編者としても名高い。慶応元年(一八六五)没、五十二歳。浄瑠璃坂(現・新宿区市谷砂土原町)に新宮藩上屋敷があ

った。

- **金山寺味噌** 煎った大豆と大麦の麴を混ぜて塩を加え、刻んだ茄子・瓜・生姜などを入れて熟成させたなめ味噌。紀州湯浅の名物。

- **水野土州、土州、新宮** 水野忠央。紀州藩付家老。水野土佐守忠央(1814-1865)。紀伊新宮城主。

- **君候** 徳川家茂。第14代将軍(1858-1866)

腐りたる事あり。数百金の損せられたる事も有しとぞ。また、赤坂の御中間、某楠右衛門といふ百姓よりなりたる無筆の者有。然れど利を計るの事に長じ、世にいふヤマコ者を用ひられ、甲信の塩利を得る事によつて運上を取り、其内彼楠右衛門が得る所すら一年五百金有りといへり。此頃は万年橋に米会所といふものを取建になりて、是も楠右衛門工夫を加へ、大に關係するとぞ。また此節、楠右衛門家宅普請せるに、材木は材木屋より贈り物とし、新宮より見舞に百金を贈り、家臣某より五拾金を贈れりとぞ。これを以て知るべしと語りし。

【十五】○また番人語りしには、昨午年の春より冬頃迄は、新宮、日々桜田赤門邸へ、朝より八ツ頃迄参られぬ日はなく、何時門前を通りても、道具の立てなき日はなかりしと語りけり。

【十六】○夏の頃雷鳴ありたるに、番人久米蔵、大に畏れ、一ト縮に成り、蒲団を冠り色青ざめたり。此男も紀州の産にて、酒を飲事、一席に二升の量にて不敵の奴なり。然るに斯恐怖するは何故ぞと問ふに、語りていふ。紀州に有し時、伯母なるもの

● 赤坂 ↓〔十四〕

- ヤマコ者 山師に同じ。投機的な仕事をする者やペテン師の類。
- 甲信の塩利 塩を産出しない甲斐・信濃方面向けの塩にかけた運上の意か。
- 米会所 文政年間、深川万年橋辺に設立された紀州払米捌所のことか。
- 桜田赤門邸 近江彦根藩上屋敷のこと。当時の藩主は第十三代井伊掃部頭直弼。開国派の代表として尊王攘夷派の怨嗟の的であった。
- 久米蔵 揚り屋の増番人。七月二十五日、伝蔵とともに前任者の代わりにやってきた。

● 久米蔵 青山の揚り屋の番人。紀州の出身。伯母の棺が雷雨でなくなったことがあり、雷を恐れる。妹の夢を見て、妹の死を察知する。

● 水野土州、土州、新宮 水野忠央。紀州藩付家老。水野土佐守忠央(1814-1865)。紀伊新宮城主。

● 某楠右衛門、楠右衛門 楠右衛門。赤坂の御中間。百姓出身の文盲だが、商・運送などの営業者からの雑税で儲ける。

死して湊といふ所に葬するに、此久米蔵も附添たりしに、半途湊川の辺にて一天俄然としてかき曇り、大雷雨となり、四面闇黒、雨は篠を乱すが如く、電光眼を射るによりて、其恐ろしさいはんかたなく、送葬の者、棺を捨て逃去りたり。暫時して雷止み空晴レしかば、逃去りし久米蔵等、棺を置し処に集り見るに、怪しむべし、捨置たる棺、死者ともにいづくへ失せたる跡かたもなかりしぞ。是世にいふ火車にとられしなるべし。此時よりして雷鳴の恐しき事いふべからずと戦慄して語レリ。同じ男の語るに尾州侯、午年御隠居ありし侯の先君、江戸邸にて御逝去あり。尊骸を護して木曾街道を国へ帰り給ふとき、碓氷峠にて大雷雨に出逢、藩士白刃を抜き鎗の鞘を放し鉄砲放し是を護し、かど、大雷、棺に落かゝり黒雲覆ひ、甚怪しきなりしとぞ。棺は無異のよしなりしかども、実は棺砕け尊骸失せしともいへり。是よりして斯る凶事時はさらなり、平生も尾侯の往来、木曾路を停められ、東海道に替られしとぞ。こは近年の事にて、江戸にてはよく人の知れる事なりといへり。

● 湊・湊川 不詳。

- 火車 罪人を鬼が地獄に連れ去る火の車。罪業深い者の死骸に落雷する説話は数多い。

- 尾州侯 安政五年（一八五八）に隠居謹慎となった第十四代徳川慶勝の先代で養父の第十三代慶臧か。田安家の七男で、弘化二年（一八四五）に十歳で名古屋藩主となるが、四年後の嘉永二年（一八四九）四月七日に病没する。この伝説については未詳。

- 碓氷峠 中山道、坂本宿と軽井沢宿との間にある難所。

- 尾侯 尾張藩主。尾張第14代以降の藩主（1849-）

- 尾州侯 徳川慶勝。尾張第14代藩主（1849-1858）

- 先君 徳川慶臧。尾張第13代藩主（1845-1849）

【十七】○一日、番人等、鮓を漬るとて、朝より大騒ギをして奔走し、夕方に至り、陸尺の来れるをも呼て酒宴を催し、予にも大に傲りて、鮓一箇を与へたるに、その大サ一ツにて掌に餘る程にて、コノシロ（右傍記「二〔9C36〕一尾を押たり。

その堅き事石のごとく、予「これは仁王の喰ふすしならむ。切りて呉」といふて切らしめたるに、尋常の鮓にして十五六切餘も有べし。漸一切を食し、介抱人に与へし事なりし。

【十八】○予或時、来し方行末を案じ、夜具にもたれ眠りたるに、枕上に人有り、「家人と手を執るべし#」といふ声しけり。驚キ見るに人なし。新宿の寺院の鐘、夜半を告げ、番人も皆眠れり。怪しき事なりし。又、十月下旬、既に裁許近きにあらむと思ひし比、夢見たる事あり。所は何所ともしらねど、牛車を牽て門に入る。随て、予も入たるに、入る牛悉く斃れ、庭中大小死牛甚多し。これを見て、穢く覚、走り出んとするに道なし。漸小高き所に登りたるに、牛骨を煮たる所にて行道なし。飛越へて帰り道を索むるに人あり。傍に垣の間を教へ、「此所より出べし」と聞、夫より出んとすとして覚

● 陸尺 六尺とも書く。種々の力仕事を行う雑役夫。青山の中屋敷揚り屋では八助と権之助。

たり。思ふに、是浅艸の獄に下り、然して漸免れ
たりし兆か。

【十九】○森川鞏斎、前にいへる如く厚情を尽し、時としては、
母の煎りたるとて、豆にて製したる菓子又は魚肉の
折杯も贈れり。辻五左衛門も時々菓子を贈れり。八
助も、鰻、**ニ**〔9C7A〕、蕎麦、保命酒等を贈る。斯る時の贈り
物は、其志を見る事なれば、忘れがたきものなり。

【二十】○初め奥の方に禁錮せられし時、五月廿九日、隣の
揚り屋にある、堤源次郎といふ士、予に鮓を拵へたりとて

贈れり。飯を握りたるにマグロ（左傍記「金鎗魚」）をつけたるなり。其比
源次郎、下痢にて度々便所の音聞へ、臭気する

事故、その手にて握りやしけむと思へば、志は嬉し
けれど、いかにも喉を下らずして、食ふ事を得ざりし。

其後毎日、蕎麦・ゴモク（右傍記「骨董」）鮓・菓子・薬水杯を、格子
越に手を出して予に贈れり。此時は、此外にも矢野
某といへるも予も慰めていふ事多かりけり。堤は

御近臣を勤め、五百石取の士なれど、放蕩にて、乱心
と親族より願ひて、此所に入レし由也。故に飲食杯は

自由のよしなり。矢野も同じ趣のよしなりし。此所に七百
石取の御医者某次男、悪党にて、賊・ネダリ杯を

● 森川鞏斎 ↓〔七〕

● 辻五左衛門 江戸詰の和歌山藩士。六月二十八日以降、幕府評定所に於
ける延世の審問に際し、延世の「預り人」であったため、最も関係が深
かった。『御手帳御家中姓名録』等の分限帳に名前が見えず、役職は不
明であるが、公事方御仲間頭岡源内の下役か。

● 八助 ↓〔三〕

● 堤源次郎 当時揚り屋に入れられていた和歌山藩士。延世に論語を貸し
てくれた人物。『御手帳御家中姓名録』『大御番格普請』に「○堤源次
郎」（○は江戸常府の印）。

● 矢野 不詳。当時揚り屋に入れられていた和歌山藩士。『東行日記』五月
二十八日条に「右諸士の内に、矢野某は京都に罷在候節、池内とも識人
の由。某妻は相国寺前御附武家同心某女にて、娘も京都有之由、咄し致
し候事」。

● 辻五左衛門、五左衛門 恪太郎の預り人。恪太郎に菓子等を差し入れる。

● 堤源次郎、源次郎、堤 青山の揚り屋の隣人。五百石取りであったが、乱心とされ、揚り屋に入っている。飲食は自由。

● 八助 公事方陸尺。乱心した佐野彦太夫を捕まえた。恪太郎に鰻、蕎麦等を差し入れする。須原屋角兵衛の手代長七の話をする。

● 森川鞆斎、鞆斎、森川 青山の揚り屋にて、恪太郎を治療する蘭方医。恪太郎と同郷の人。勝海舟の近所に住んでいる。

● 矢野某 青山の揚り屋の隣人。

なしたる者有り。公儀の黥刑二ツも有り。今
出す時は頓ち事に値ひ、死刑に処せらるゝが故に、
其兄憐て此所に長く入置事なりと。堤等と日々
争論起り、聞に堪ざる事なりし。

【二十一】○番人等、子が表の方に移りし後は、時々米
煎り、ソラ豆を煎りたるを贈り、釜屋よりはさつま芋
焼たるを二ツ三ツ贈る事にて、時々五左衛門来りたる
時は、子にも餅・菓子等を与ふる事なりし。又、
林中の栗を二ツ三ツ落し採りて呉れたる杯も、其
時は甚珍しく覚えたり。哀れなるかな。

【二十二】○番人久米蔵、一日子にいふには、「昨夜は偕々
嫌〔イヤ〕な夢を見たり。国にある妹、病氣と見え
て臥したる傍らに、我有り。妹、わが大酒する事
を悪しきよしいひ、『されど、これは限りなれば、飲給へ』
とて、酒壺を我に与へたり、と思ひ夢
覚ぬ。是必ず凶夢と思ひ居るに、今朝より
烏の啼声甚悪し、心にかゝる」と語りしに、
夫より七八日して、「国より妹病死したる便り、
今有りたり。過し夜の夢空しからざりし」と
愁然としていへり。此話につきて、安蔵と

- 表の方 延世は最初奥の揚り屋に入れられたが、六月十四日、表の揚り屋の四畳半に移された。
- 釜屋 揚り屋用の炊事場。数十間隔てた別棟にあつた。
- 五左衛門 辻五左衛門。↓〔十九〕
- 久米蔵 ↓〔十六〕
- 安蔵 揚り屋の番人。
- 久米蔵 青山の揚り屋の番人。紀州の出身。伯母の棺が雷雨でなくなつたことがあり、雷を恐れる。妹の夢をみて、妹の死を察知する。
- 安蔵 青山の揚り屋の番人。妻の夢をみて、妻の死を知つた。

いふ番人語るには、其妻を国に置たるに、一夜来りて、寝たる傍ラにて悲しむと見、驚キ起たるに夢なり。又寝たるに。同じ状〔サマ〕の事にて、七八日過れば、国より病死の告ありしとなり。夢を見たる時と死したる時と同じ時刻なりしといへり。此外にも、江戸詰の間に国にて妻杯の死たるは、まゝケ様の事ありしとぞ。爰に一奇話あり。先年、或士人、国にて妻をめとり愛せしに、間もなく江戸に勤番として来りしに、恋々の情に堪へずして、人形を拵へ、容貌長短肥瘦までその妻をよく模し、衣服を着せ、昼は是を押入に隠し、夜々出していとゞ愛翫しけるに、その士、勤番中に長屋にて歿しけるに、彼人形を朋輩見出して怪しみ且笑ひ、其俣置たるに、奇なるかな、その人形に精入り、長屋の二階にて、夜に至れば、或は物語る声し、伺ひ見れば動が如く、いと怪しき事どもありしかば、今にその長屋には人も住ずなりぬとぞ。また、御徒目附が勤人、妻を

むかへ置て、程なく勤番に來りしに、其後、妻死してより、彼士、夜となく昼となく常に妻とともに住る如く、食事二人りの膳を居へしめ、夜杯は寢物語りする声聞へ、昼にても妻に物いふ如き事、常なりしかば、朋輩、乱心として昼夜番に來りしに、其士、斯睡じぎ夫妻の中を隔つとて怒る事甚しく、番したる時にも、「其所に妻が居る」といふ事、常なり。一夜、番の隙を見て、終に自殺仕たりしとぞ。此長屋も怪物有とて人住すとぞ。

【二十三】○一日今日は神田祭にて、君侯も御物見にて御覽なりといふ。予いかなる祭ぞと問ふに、祭毎に野鄙の衣服を新調し、美麗に出で立て人の眼を驚かしめ、奇なるは一入にて服数枚を重ね着、帯より犢鼻褌迄も五色の縮緬などにて幾筋も身に纏ひ、只数ズ多を詮とする事にて、世にいふダンジリに従ひ、バカ拍子とかいふものにて騒ぎ廻るものよし。見所もなく棒腹に堪へぬ事どもなり。然るにその衣服のために、一人

● **神田祭** 江戸の総鎮守神田明神の祭礼で、将軍が上覧、天下祭と称された。九月十四・十五日、山王祭と隔年に行われた。

● **君侯** 和歌山藩主。当時は十四代茂承。

● **君侯** 徳川家茂。第14代将軍（1858-1866）

式拾金三拾金百金にも至り費すよし。
其為に家産を傾ケ、娘を売、又は妓家に
典し、其悪弊様々有とぞ。これを江戸人は
意気と自負するよしなれど、産を傾くるは
愚の至り、子を売るは不慈、人倫の大変なり。
一日の狂態を為んがために父子の義を
断つ。嗚呼人情忍ぶべき事ならむ哉。是を
聞だに歎息に堪へたり。

【二十四】○府下の風俗を聞に、中以下男女の間、
正しからざる事、聞に堪ざる事まゝ有り。且
賤しきものは、妻、夫を使令する俗といへり。
爰に甚しき話あり。予が番人伝吉の話に、
朋輩某、市中に住たる賤しき者の妻を
妾とせり。その妻の夫、病に染み居たる折、
或時彼某、公然として其家に行て、彼妻とかたらひたるに、
其家の娘、十三四なるが、仏壇に向ひ頻りに
念ずるを聞ば、「あの様な爺（トツ）さんは早く死んで、
又能い爺（トツ）さんを授けて被下。南無阿弥陀仏# #」と
いふ声を聞て、彼某、身の毛豎チ、妻が斯ク
夫トの病苦しむ中にて我と枕席を俱に

● 府下 江戸。

● 伝吉 ↓〔九〕

● 伝吉 揚り屋番。青山の揚り屋の番人。紀州の出身。五十歳ぐらい。胡
椒を好む。痔疾の呪いをする。

するさへあるに、娘さへ斯己が父の死を希ふ事、鬼畜にも劣れりと。其家に斯馴通ふ我は如何にと顧ば浅間しくなり、人の妻を妾と仕たる事も畜生に異ならぬ業なりと、頓ち本心顕れしかば恐しくなりて、其俣逃帰り、二度往かざりしと、彼某語れりとぞ。

【二十五】○或時番人伝蔵、其外の者も寄合て話に、先年の鹿平騒動の事を委敷いへり。こは以前予も聞しこと有しかど、こたび御館の口碑に伝ふる処を聞てこゝに記すなり。往年御館の臣某、御使として出たる途中、某侯と行逢になりしとき口論起り、某の中間鹿平、脇差にて某侯の先供を一刀に斬伏せたりしかば、某侯、駕より出、某に対面せんといふ。某答に、今日は紀伊殿の御使たれば、御用済迄は駕より下るべからず、といひしかば、止ム事を得ず、其場は立別れたるに、某、直に閤老方を廻り、其由を届け帰りしに、其後某侯より公義へ訴へ、甚事入組、鹿平

● 伝蔵 ↓〔四〕

● 鹿平騒動 この一件、諸資料に見えず、不詳。

● 伝蔵 青山の揚り屋の番人。紀州の海辺の出身。最初は船乗りだったが、その後中間となり、藩邸の火の見番を数年務めた後、青山の揚り屋の番人となる。恪太郎に江戸の金山寺味噌の作り方を教えた。

● 鹿平 和歌山藩邸の家臣の仲間。某侯と口論になつた時に先供を一刀にて斬りふせ、幕府に一度捕らえられるが、紀州に戻され、生き延びた。

● 紀伊殿 和歌山藩主。和歌山第？代藩主

公義へ召捕となりしかば、終に君侯の
聴に達したる所、水府侯これを聴給ひ、
尾侯を催され御館へ御同伴にて御入有り、御評
義は、元来、三家の家臣、領分の者迄も、罪有ル
時は其家にて所置し、公儀へ渡す事
なきが諸藩に異なる所以なり。然るを今度
召捕れ、所置せられては三家の瑕瑾たり。
この事、直に上聞に達し、帰さずんば有べ
からずと一決し給ひて、三公各多人数を引
連れ、不時に登營し給ひ、大手は某侯、中尺は
某侯、某門は某侯と各御自分の人数にて固メ
切り給ひたり。こゝに於て内外隔絶し、閤老
といへども登營する事能はず。此時、三侯、
直に大樹公へ言上有しかば、台命あり、
御使を閤老へ出され召されしに、御使、御門を三
侯の人数固メたれば、出る事能はず。三侯
の人数、三家の切手あらば通すべしといふ故、不
得止事、此よしを申て、三家の切手を以、出る事を
得たり。於是、閤老に命下り、鹿平を
紀家に渡されたり。事畢て三家の人数退去に

- 君侯、大樹公 將軍。第？代將軍
- 水府侯 水戸藩主。水戸第？代藩主

及べり。此事によつて、掛りの閣老以下、自殺其
他罪を蒙る差あり。鹿平は紀州へ送られ死罪と称し、
土壇を抜ケ活命せりとぞ。是、その勇壯を
賞せられしなるべし。

【二十六】○或時番人等、今夜は張（ハリ）に往く＃＃とて、いつ
くへか往事あり。其翌日は浄瑠璃を真似る

者あり、口三味線にて窃に踊る者あり。いかにも怪しく、

予これを問たるに、張（ハリ）といふは、江戸歌、又浄瑠

璃を教る若き女の、いまだ夫を定めざる者

の所に態を習ふと称して、実はこの女を手

入んと欲し往なりけり。これに集るもの、士あり、

中間あり、町人あり。各衣服金銀を投じ、相挑む。

その婦、靡くが如く、靡かざるが如く、猶予

狐惑の態をなし、その痴情を釣て利を得る

なり。然して頗る金を蓄ふるに及んで、其身を

託する者を撰むに、男子の美醜に寄らず、中にも痴

にして且金を蓄へたる者を悦ぶといへり。

此番人の張りに行なる稽古屋に来る第一等の

客たるものは、彦根の家士某なり。昨夜も逢たる

にいひけるは、此頃、家屋敷要心厳敷、猥りに

● 江戸歌：江戸歌は常磐津・清元などの江戸浄瑠璃、浄瑠璃は義太夫節。

稽古屋の女師匠をめぐる色模様は、落語「猫の忠信」に描かれる。

● 彦根の家士 この辺りの記述も彦根藩主井伊直弼への反感が背景にあ
る。

● (参考) 『東行日記』六月十四日条、「此場所（表の揚り屋）へ移り候

後、時々夜分浄瑠璃を内々番人枕上にて語り、誠自得の様子にて、或は

申合せ己が部屋にても語り候義も有之。殊更悲嘆の事共、或は不堪聞刑

戮等の事共を、一向無貪着語り候には殆困り、何卒左様の義は止め呉候

様申聞候義も有之。然ども、矢張同様の事故、終には耳穴へ紙を込み、

不聞様致し候事、稽と相成候と、まだ其上一段困却せしは、夜陰枕上に

て、二三人づゝ西国順礼歌長々相唱、或は茶碗を打杯、如何にも叶ひが

たき事のみ有之」。

出がたく、夜は殊更に出る事ならぬを、辛くして
抜来れりと語る事たび＃＃なりと。予、これを
聞て其邸の怠情なる風を知るに足れりと
思へり。

【二十七】○或時、陸尺話に、此間新宿へ用事有、参りし
処、同所の閻魔堂にある閻魔王の像は、江戸

第一の大像にて、眼は水晶にて入たるが、先日
の事なり、一夜、賊這入て、両眼を抜去れり。

閻魔の眼さへ抜く時節なりと笑ひしが、予、世
俗の利に射るに尖き者をさして、生き馬の眼を抜といふ
なれど、閻王の眼を抜に至るは恐るべき世
の状なりと予も一笑せり。

【二十八】○一日、保命酒を一二盞かたむけ、鬱
悶を遣らむ為に、韓昌黎が潮州に

貶せらるゝの七律を吟じ居たるに、
番人來り、何事を謡ひ給うや、経でも
なし、歌とも聞えずと問たりしに、唐
人の詩なりと答へしに、その意を
聞せ呉ヨといひしまゝ、あら＃＃きかし
たりければ、大に感じたるよしいひ

● 閻魔堂 『藤岡屋日記』弘化四年（一八四七）の条に「○三月六日夜／

四ツ谷内藤新宿浄土宗大宗寺閻魔大王の目を盜賊抜取候次第／右之

一件大評判ニ相成、江戸中繪双紙やへ右閻魔の一枚絵出候、其文ニ曰、

／四ツ谷新宿大宗寺閻魔大王ハ運慶作也、御丈一丈六尺、目之玉ハ八寸
之水晶也、これを盜ミ取んと、当三月六日夜、盜賊忍び入、目玉を操抜
んとせしニ、忽ち御目より光明をはなしける故ニ盜人氣絶なし、片目を
操抜持候まゝ倒レ伏たり、此者ハ親の目を抜、主人の目をぬき、剩地獄
の大王の目をぬかんとせしニ、目前の御罰を蒙りしを、世の人は是ニこ
りて主親の目をぬすむ事を謹シミ玉へと、教の端もなれかしとひろむ
るにこそ」以下の詳細な記述があり、この事件が江戸中の大評判となつ
たことがわかる。なお、この閻魔王は新宿の大宗寺に現存する。

● 生き馬の眼を抜く 利を得るのに素早いさま。「生き馬の目をくじる」と
も。西鶴『世間胸算用』巻五の三に「仏の目を抜く事も成がたし」。

● 保命酒 味醂に種々の生薬を加えた薬酒。備後鞆の名産として名高い。

● **韓昌黎** 唐の文人で名文家として名高い韓愈のこと。仏法排斥を論じた「論仏骨表」を上奏し、潮州に左遷される。その時の詩が「左遷至藍関示姪孫湘」の七言律詩。「一封朝奏九重天／夕貶潮州路八千／欲為聖明除弊事／肯將衰朽惜殘年／雲橫秦嶺家何在／雪擁藍関馬不前／知汝遠來応有意／好收吾骨瘴江辺」というもの。

● (参考) 『東行日記』七月十一日条、「今日、八助、保命酒壺を携候来りて、予に贈れり。時々是を飲て鬱悶を慰し也。是は五左衛門も同席にて予に与へし事なれば、予も番人等に公然として飲事なりき。此後、この一壺の酒、冬迄もありて、終には清酒に変じたり。是は天の賜物にて、いつとなく尽れば満ちたる事にて、実に無尽壺といふべし」。

● **韓昌黎** 韓愈。唐の文章家・詩人。唐宋八家の一。

けれど、いかゞ有けむ、覺束なし。

【二十九】○水無月の末つかたより衣服に虱わき、襟のあたりなどは胡麻などを

散したる如くなりしかば、食事の

たび、或は見廻りの陸尺来りし時、錠

口の外へ出し時々、物語りしながらその

虱を取る事間なけれど、猶尽ず。肌を

搔ケば垢とともに爪に挟りて、そのうるさ

き事はむかたなし。水藩藤田東

湖の『回天詩史』にいへる事あり。「余嘗読柳

宗元文、至於其叙謫居之苦、曰『一搔皮膚、

塵垢盈爪』、愛其文之極奇而、疑其言之浮

実也、今処実地、始信其言之不妄矣」と。また曰

「一搔皮膚、則虱亦入爪、不啻子厚所謂塵

垢也、古諺云『湯沐具而二〔87E3〕虱相吊』、余之

具湯沐、不知在何日、則二〔87E3〕虱相慶而樂

年豊於禪衣之間也必矣、亦可一笑」

と。嗟呼、予もまたこの実地を踏に

至れり。後、浅草の獄に下れりしに、その

虱の夥敷こといはむかたなく、一

● 藤田東湖 水戸藩士で同藩尊攘派の巨頭、藤田東湖。安政元年（一八五

四）十月二日の大地震の際に、江戸藩邸で圧死した。

● 藤田東湖 水戸の出身。幕末の儒学者。水戸藩尊攘派の巨頭。

夜臥たるのみにて、翼(翌)日見れば

衣服に数百粘(ツキ)居たり。また、手拭を

しばし傍に置いて取揚見たるに、頓ち

三四拾這居たり。「さても#すさまじき虱かな」と

つぶやきしかば、獄中の魁、「それ

ほどの事はものゝ数にもあらず、かの

入込みの罪人等は身動きなら

ざる事ゆゑ、数千万の虱に

くひ殺さるる事にこそ」といへる。

浅ましき事なりや。

【三十】○ある時、話に、紀州にて番人の在所にありし事の

よし、夏の頃、野荒しの者あり。村人、棒杭

に縛り置、一夜過して朝行て見しに、血流れ

其辺り血を吸たる蚊、夥敷落たり。野荒し

の者は大に弱り氣息も絶々にて、只「蚊々」ト一

二声いひて、其俛死したり。蚊に喰殺さるゝ事も

ありといへり。

【三十一】○或時の話に、伝吉語りけるは、若山揚りやにて、男

女を壱人ヅゝ並びたる二夕間に入置たるに、こはさしたる罪にても

なく、金の出入の事なりし故、番人も深く心をも附ざりしに、

● 魁 カシラ。牢名主のこと。名は安次郎。

● 入込み 詰牢のこと。『東行日記』に、溜の中で最下等の者の様子を「畳五六畳位、壱枚畳にて、其の中に座する賊三四拾人。これを詰牢とい

ふ。一畳に八人斗づゝ座せり。膝を並べ重り座せる俛にて、少しも動く事を得ず。手足聊かも屈伸する事能はず。終日黙座。便所にゆく時は謹で乞て行。はなはだ謹めるが如し」と記す。

● 野荒し 田畑の作物を盗むこと。

● 伝吉 ↓〔九〕

● 伝吉 揚り屋番。青山の揚り屋の番人。紀州の出身。五十歳ぐらい。胡椒を好む。痔疾の呪いをする。

いかゞしけむ、隔の板を穿ち密通しけり。始は番人も知らざりしに、板越しにては情欲十分ならざりけむ、終に板を放し、夜々枕を並べ臥したりしを、番人見附けたり。この女は、容貌も能かりし者なれば、番人等密々心を焦し居りける事なれば、本意を失ひ、此後二人のものへつらく当りしとなむ。

【三十二】○ある時、八助等の語を聞に、去年の事なりしとぞ、紀州須原より江戸に店出したる豪富の須原屋といふ者二軒あり。一軒は茂兵衛といふ書林にて世の知ル処なり。一軒は角兵衛といふて材木を商ふ。其の支配手代長七といふ者、予が居る処の揚りやに居たるよし。此長七の話を聞に、元ト松前産にて、同所に有ル所の角兵衛店へ奉公に入たる者なるに、頗る才ある者として、江戸の店に送り奉公しけるに、次第に用ひられ、終に支配人となり勤しに、店の用にも立程の者なれば、又奢侈もつよく、大膽の奴にて、諸侯の御普請など一手にて引請たる事まゝ有り。安政二年地震にて、吉原不残焼亡しけるとき、玉屋とかいへる娼家の普請を、長七を人にて建て与へしかば、その謝礼に其家に魁たる娼妓〔オイラン〕を贈物とし、其他にも亦吝人購得、二人を妾

● 八助 ↓〔三〕

- 須原屋茂兵衛 日本橋通一丁目にあった江戸最大の出版書肆。北畠氏。屋号は千鐘房。本宅は紀伊国有田郡栖原村（現・湯浅町）にあった。明治三十七年閉店。延世は書物の取引がかなりあったらしく、出獄後、須原屋茂兵衛の手代仲助に金五十両の借用を申し入れているが、断られている。

- 八助 公事方陸尺。乱心した佐野彦太夫を捕まえた。恪太郎に鰻、蕎麦等を差し入れする。須原屋角兵衛の手代長七の話をする。

- 長七 須原屋角兵衛の手代。松前の出身。お店のお金を使い込み、揚り屋に入る。

- 角兵衛 須原屋角兵衛。全十代。初代は漁業家で、二代目から材木屋も営み、六代目から場所請負人となった。ここでは、八代目あるいは九代目のこと。

- 茂兵衛 須原屋茂兵衛。江戸の書物問屋。

とせり。その前、北廓の大門を三度うたせ、豪拳の遊をしたる者なりとぞ。終に拾五万両の引負となり、主家より御館へ願ひ、召捕、揚りやへ入れ置れ、内々金子の事を糺されしかど、兎角分らぬ事にて、其内、半月斗座したる俣にて不臥、終に病氣と称し不食、氷砂糖の酒斗飲居たりければ、願下ゲ、角兵衛方へ渡れしとぞ。陸尺・番人等の話に、此時は諸方より見舞として、長七に菓子・食物を贈る事夥敷、揚りやに山の如く積たりとぞ。

【三十三】○子が禁錮中、八月の初、書物借覧の事免さる見るべき書目を尋ねられたるゆゑ、經書の類を願ひたれど、それは穢れたる場所なれば、御蔵書は下らざれば、書肆の本を借らばやと思ひはかりしかど、然る書は貸本にはせずと申により、買入を願ひ候半むか、と有しかど、夫もあまり心の俣なる事なれば、辞して、たゞ書肆よりは名所絵図の如きものを閑を消し、また堤源次郎の持たる袖珍本の論語を初より借置たれば、夫を夜る昼る熟読して、大に益を得たり。読書も斯る時に読は工夫する所、平日に異なり、是は別学問なりし。

● 經書 儒学の基本書、四書五經の類。

● 名所絵図 近世後期に盛んに刊行された各地の絵入り地誌、名所図会のこと。

● 堤源次郎 ↓〔二十〕

● 袖珍本 特小本。

● (参考) 『東行日記』八月三日条、「一 今日より貸本、為保養借覧、何成とも望みの通り取斗に相成段、則岡取扱差許に相成、其沙汰有。番人に達し書、辻氏より来り候処、書物と食ク物と心得、其段、予へ申聞、其上不審にも存じ、岩右衛門、御勘定所へ尋に参りしに、辻、書面の字を示し大いに叱り、一同赤面のよし也。／＼ 後日、辻五左衛門参り候に付、書物借覧の目録尋候に付、經書、其外『伝習録』等申立見候得共、「上の御書物は穢れ候所故、御下げに不相成、書林貸本には右様の本無之、不都合故、一旦買入の上、御下げに相成、不用の後、売払候様、取扱申立候か」と申事に有之候得共、餘り十分の義故、其段は御断り申上候て、貸本名所図会の類、借り入候事也。尤、『論語』老部、奥

揚り屋に有之、堤源二郎と申人、所持有之候を借り置候故、此『論語』
老部を昼夜熟読せし事なり」。

● **堤源次郎、源次郎、堤** 青山の揚り屋の隣人。五百石取りであったが、
乱心とされ、揚り屋に入っている。飲食は自由。

【三十四】○ある時、森川鞏齋来り談話したるに、詩歌の事に及びしかば、予がこたび詠ずる所の歌を聞かばやといひしまゝ、よめる中にて、

菊川にて

かかりけむ昔しのべば菊川の

いはまにむせぶ水の声かな

病おもくなりける時

あはれ今よみぢの闇やたどるべき

あかき心もあかし得ずして

赤坂にある時

夏ながらひとやのうちにさす月は

わがためにふる霜かとぞみる

草木にもおける夕の露みれば

枕の外も秋や来ぬらむ

なむど、ひとつふたつ書つけて帰りぬ。

【三十五】○ある時の話に、近年の事なり、紀州熊野木ノ本に一揆起りしは、人の知る所にして、御館の御領と新宮領と入替の事より起りしなり。其事に

関係したる木ノ本の大庄屋式人、此青山の揚りやに

入られたりし事有とぞ。其訳は、木ノ下は館の

御領にて有しを、新宮領に替られむと有し

とき、此大庄屋等、百姓とともにこれを拒み、

● 森川鞏齋 ↓〔七〕

● 菊川 東海道日坂と金谷との間。

● 赤坂 ↓〔十四〕

● 紀州熊野木ノ本 現・熊野市木本町。新宮城主水野忠央の願いにより、

安政二年（一八五五）、有田郡・日高郡内の新宮藩領を本藩（和歌山

藩）領とし、木ノ本浦等二十七か村が新宮藩領に編入される村替えが行

われたところ、二十七か村の村民が本藩領にとどまることを要求して騒

動となる。結局安政四年七月に村替えは据置かれることとなった。この

件を記したのは、井伊と結託した水野への反感がある。↓〔十四・十

五〕 ○大庄屋地土で元大庄屋の浜地善之丞と胡乱者改の前川五兵衛

の両名か。当初村替え反対を力説していたが、のち賛成派に翻り、村民

に恨まれ居宅を破壊された（『紀伊南牟婁郡誌』）。安政三年四月和歌山

に呼び出され、八月に家財闕所、揚屋入りを命ぜられ、その後、安政四年五月頃、江戸へ呼び出され取調を受けている（『熊野市史』）。

● **木ノ本の大庄屋式人**

浜地善之丞。前川五兵衛。紀州の出身。安政二年(1855)から四年(1857)にかけておこった村替騒動の一揆で、最初は村替反対だったが、途中から賛成した。揚り屋入りを命じられた。

● **森川鞆斎、鞆斎、森川**

青山の揚り屋にて、恪太郎を治療する蘭方医。恪太郎と同郷の人。勝海舟の近所に住んでいる。

終に一揆となりし後、如何しけむ、大庄屋変心しければ、百姓その宅を打毀ちたり。

大庄屋は若山に出て居たりしを、江戸へ召下しになりしとぞ。半年餘りも居たる内に、たゞ一度呼出され、尋ねられしのみにて、又船牢にて若山に送られ、今に捕れ有とぞ。

【三十六】○ある時の話に、四五年以前の事のよし、御中間に御用部屋金を盗まむと巧みしもの、風与御門外にて外の御中間二人に出逢、酒店に伴ひ同意致させ、或夜御用部屋へ火鉢へ油紙やうの物にて火を仕懸たるに、燃上りしかども打消し、事とならざりし。其時油紙の反古に文字見え、夫よりあらぬ人引合にて、いろ＃＃吟味せられしかども知れざりし所、一とせも経て後、いさゝかの品物紛失の事にて、御中間を一々呼出し尋ねられし処、彼二人同意の者、此尋を付火の事と思ひ、尋もなきに口ばしりしにより、役人も大に驚き、夫より発覚して三人ともに召捕られたり。吟味有しに、二人は残らず白状したれど、一人は終にいはず、拷問

● 御用部屋の金を… この事件のこと、未詳。

敵敷、背を断ち油を流し、両足は石を置いて糜爛して骨出たれど、白状に不及。終責殺れたりとなむ。但し、この白状せざるものは張本の者にあらず、彼頼まれたる二人の内なりとぞ。白状したる二人の者は、若山にて火刑せられたり。

【三十七】○これも先年の事なりし。紀州にて或百姓の家へ他国の烏屋来て泊りしに、金八拾両持たり。夫を百姓某見て欲心起り、妻と相談して烏屋を絞メ殺し、金を

奪ひ死骸を縁の下へ埋メ置たるに、日を（経て）臭気甚しく有しより、人怪しみ露顕しければ、夫婦出奔、江戸に來りけり。紀州より

公辺へ御頼有りければ、非人に申付られ行方捜させられしに、三日の内に見出し召捕、此青山の揚りやに入られけり。然るに夫妻、揚りやの間を三四間も隔、入れ置れし処、釜や中間、其婦に懸恋し、透を見ては揚りやの前に到り、飲食を贈りさま\$\$の臭態ありしとぞ。終に男は死刑に処られしに、女は免れて後、紀三井寺のあたりなる何某の妻になりたるとぞ。

● 紀州にて… この事件のこと、未詳。

【三十八】○或時の話に、府下は獣肉を喰ふ事多く、肉店にて猪鹿牛肉は常の事にて、近比は豚肉を喰ふ事甚流行りけるに、此二三年は赤狗に及び、これを賞翫する故、今は府下に赤狗少くなれり。是蛮夷の市人横行する故、自らその風に染みたるなりと語りけり。

【三十九】○此頃は夷人に牛を売る事多く、これ価よき故なり。そのうへ夷人に雇れ牛を殺し皮を剥ぐ者ありとぞ。これも金を得るが為なり禽獸に等しき外夷に使令せられ、斯る屠者の行ひをなすは、いとかなしむべき事なり。

【四十】○ある時、介抱の男、「金山寺味噌はいかに」と問しかば、「夫はよからむ」と答へしに、一夕菜につけ来り、これを嘗メ見るに、名は金山寺なれど、その味ヒ甘く酸く、いやらしき譬へがたく覚へ、一口にて喰はざりしに、其夜番人伝蔵来りし故、此事を問て、「大坂又勢州・紀州などにある金山寺とは雲泥の違ひなり」といひしかば、伝蔵、顔をしかめて、「申たらば、さぞ

- **金山寺味噌** 炒った大豆・大麦麴に塩を加えて仕込んだ桶に、茄子・白瓜などを刻み入れて熟成させた嘗め味噌。一方で本話にあるような恐ろしい金山寺味噌もあった。なお、落語「黄金餅」の主人公の金兵衛は、こちらの方の金山寺味噌屋であろう。

- **伝蔵** ↓〔四〕

- **伝蔵** 青山の揚り屋の番人。紀州の海辺の出身。最初は船乗りだったが、その後中間となり、藩邸の火の見番を数年勤めた後、青山の揚り屋の番人となる。恪太郎に江戸の金山寺味噌の作り方を教えた。

穢くこそ思ひ給ふらめ、我等さへ一口も食へぬ物なり」といへるに、予強てこれを問へば、伝蔵いひけるは、「大坂・いせ又紀州杯のは、真に上製の物にて価も貴し。これは火事場にて焼残りたる大根茄子漬の類ひを、非人ども拾ひ集め、金山寺屋に持来り売なり。これをきざみて桶に入、水に漬置事数日にて虫のわくに至るを、其俣取出し、鍋にて麦豆とともに砂糖蜜にて焚、一日に製して翌日売り出るなり。江戸の金山寺の製法大体此通りなり。食へ給ふや否」といふ。これを聞て胸悪敷、吐却もせまほしく覺たり。明るあした、二度金山寺を持来れり。これを見てだにうるさく、「重ねては嫌（イヤ）なり」とて、喰はざりし。其後煮豆を附来り、是も始は一二度食へしかど、彼味噌の事を聞てより気味悪敷、尋ねしに、果して金山寺味噌屋の売に來たと聞て、是も食ふ事を得ざりし。

【四十一】○或時の話に、昨午年のことなりしに、

● 昨午年 『南紀徳川史』三、安政五年（一八五八）の条に、「二、八月朔

日御座順之儀被仰出／徳川撰津守様ト（尾州様ナリ）御座順之儀、公方様思召被為在、御相続順ト被仰出／御三家御席順之儀ハ従来御先官ニ被為依候御例之処、此度被仰出ニヨリ御当家・尾州様ト申御順ニ相成リタルナリ」。

紀尾の両公、初て御登城の時、空輿を置所の場所、上下を争ひ、其日御退出の時、御玄関先まで両公連行の所、乗輿の時に至り、上座より先へ乗給ふ事なれば、前後の論起れり。両家の家老、さま\$\$に論じ、尾公の方は官位あり、此方先と申。紀公の方は、当大樹公の御跡相続なれば、此方先といふて果ざれば、終に台命を伺ひ決する事となりければ、其間、両公も立給ふ俣にて、命を待れしに、両家の御目付より伺ひになりし所、紀伊殿は上様の御跡御相続なれば、官位に不拘、御先たるべしと命ありければ、其通りにて退出なりし事とぞ。此頃、尾公中納言に任せられ給ひ、近き程に御初入のよしなり。斯る争ひもありし事なれば、こたびは尾州公ばかり、納言に進められし事かと語りたり。

【四十二】○森川鞏斎、物語の序にいひけるは、勝麟太郎は森川の近隣にて、予が事を問ひしとぞ。予も亦、勝の事を問たるに、「勝の妹は

- 尾公 十五代徳川茂徳。嘉永三年（一八五〇）襲封。安政五年には從四位下撰津守兼左近権少将、二十八歳。
- 紀公 十四代徳川茂承。安政五年六月襲封、十五歳。
- 尾公中納言に： 安政六年九月、任権中納言。徳川茂承は同年十二月任中納言。
- 森川鞏斎 ↓〔七〕
- 勝麟太郎 勝海舟のこと。幕臣。当時三十七歳。この安政六年（一八五九）正月、長崎より江戸に帰り、軍艦操練所教授方頭取となる。赤坂氷川下に住んだ。
- 森川鞏斎、鞏斎、森川 青山の揚り屋にて、恪太郎を治療する蘭方医。恪太郎と同郷の人。勝海舟の近所に住んでいる。
- 勝麟太郎、勝 勝海舟。江戸の出身。幕末・明治の政治家。森川鞏斎の近所に住んでいる。
- 大樹公 徳川家定。第13代将軍（1853-1858）
- 紀尾の両公、尾公、尾州公 徳川茂徳。尾張第15代藩主（1858-1863）

信州松本藩佐久間修理の妻なり」といへり。「然らば

佐久間の事も知らるべし」と問しかば、「然り。彼、先

年吉田寅次郎の事ありし時より松本に塾

居し、妻妾ともに同居にて、広キ屋敷に住ひ、今

にては弟子に業を授け、くらし居るなり。此人

先年斯クなりしは不幸中の幸なり。今迄無事に

あらば、必ず今度の事件に關係して、君抔

の如く累に罹る必然なり」といへり。

【四十三】○十月の末、予、浅草の獄に有し時、獄中にある者の話に、

「隣獄にある小綱町名主伊十郎といふ者、手鎖を

入られたる俣あり」といへり。これ此度の事件に

關係し、十月七日裁許有し者なれば、「いかなる

事にて此獄に下りし事や」と問しかば、委しく

語りしに、伊十郎は水府御出入の者にて、上

方の筋抔へ文通し形勢を探り、これを水藩に告げ

し様の事にて、昨年この獄起りかゝりしより

出奔したりしを、箱館にて召捕られしなりとぞ。

溜にて手鎖といふ裁許を受けて、こゝに有事

なり。日数経て放たるゝ者なり。斯軽く濟べ

からざる者なれど、伊十郎の伯母とかいへる者、彦

● 佐久間修理 佐久間象山のこと。松代藩士。弘化四年（一八四七）江戸

木挽町に塾を開き、砲術を教える。門下に勝海舟・吉田松陰・加藤弘之

等がいた。嘉永五年（一八五二）勝海舟の妹順子を娶る。安政元年四

月、吉田松陰に密航を懲慥した廉で幕府に捕えられ、九月に松代で塾居

となっていた。その後、文久二年（一八六二）赦免されるが、元治元年

（一八六四）七月十一日に三条木屋町筋で尊攘派に斬殺される。

● 吉田寅次郎 吉田松陰のこと。長門萩藩士。安政元年三月、下田におい

て米艦ポーハタン号に上り密航を懇請したが失敗、自首して江戸の獄舎

に投ぜられた。同年九月自藩幽閉の処分となり、萩の野山獄に収容され

た。翌二年十二月、病氣保養を理由に実家杉家に預けられ、松下村塾で

教育に従事した。同五年十二月、再び野山獄へ収監され、翌六年五月江

戸へ護送、十月二十七評定所より死罪を言い渡され即日処刑された。享

年三十。

● (参考) 『東行日記』十月二十七日条、「暫して申渡しの声聞ゆ。伯耆

守殿也。餘程長く申渡し、段々声高に相成、極大声にて、「公義も不

憚、不屈の至、死罪申付る」と聞こゆるや否、白洲騒敷して、耆人の召人を、上を取、下袴斗にし、腕を取り、三四人して切戸口より押出し來る。誠に荒々敷氣息にて出たり。直に仮牢に押入れ、為立ながら急速に本縄後ろ手に縛る。是を見れば寅次郎也。耆人の同心、寅次郎にいふ。「御覚悟は宣ウムリ升スカ」と、寅次郎答に「素より覚悟ノ事デムリ升ス、各方にも段々御世話に相成升タ」と申や否、直に押出し、彼駕に押込、戸をべると直様、彼同心大勢取巻、飛が如くに出行たり。跡に残りたる同心耆兩人、予が駕の側にて申には、「ア、惜しき者なれど、是非もなき事」と歎息せり。吉田も斯く死刑に被処べきとは思はざりしか、彼縛る時、誠に氣息荒く、切齒口角泡を出す如く、実に無念の顔色也し。予が駕と仮牢と隔つ事六尺斗、吉田の駕は其間に置たれば、巨細に見る事を得たり。予、思へらく吉田の為人、去る嘉永癸丑秋、長崎へ罷越候節、予が師家足代翁を訪ひたり。往年も一度來訪し、今度は再遊なり。其時の話に、「外夷の義に付、 国家の為に非常の功を、心懸け候に付、此度は永決に罷出候」と申、長崎へ罷越し候。其後果して翌安政寅年、下田滞泊の夷船へ乗込の奇策に及びし事、師翁賞嘆して語れしかど、予其人を知らざりしに、此度度々見る事を得たりしに、今日辞命の時、間近くこれを見て、心中実に悲動、長大息に堪ざる事なりし。其人、短小の男子にて、背かゞみ、容貌醜、色黒く高鼻、痘痕あり。言語爽かにして、其形状は至て穩に見えたり。寅年後、蟄居せし故か、此時は惣髪になれり。後聞、予が東行を送りし人、歸路道中にて吉田を長州より護送して下りしに逢しといふ。今年歳三十なりし」。

● **十月の末** 『東行日記』十月二十八日条に「此溜に小網町名主義（伊の誤）十郎と云者、今度の一件にて先頃裁許相成、溜入、手鎖に成しよし、今日獄中にて聞たれば、如何と中を伺ひ見しに、蒲団覆り臥したる様子なりし」。

● **小網町名主伊十郎** 江戸小網町一丁目（現・中央区日本橋小網町）の名主。安政の大獄で捕縛、手鎖三十日の処分となったが、病身であったため溜送りとなった。

● **伊十郎** 江戸の出身。小網町の名主。浅草の獄に入っていたが、放免された。

● **吉田寅次郎** 吉田松陰。長州の出身。幕末の思想家、教育者。長州藩士。安政六年（1859）十月二十七日処刑。

● **佐久間修理、佐久間** 佐久間象山。松代の出身。江戸時代後期の思想家。松代藩士。妻は勝海舟の妹。

根の邸に勤め有りしかば、其ちなみにて斯く
なりしと語りき。

【四十四】○同じ獄中の話に、ときといえる女、是も隣の空獄
に女二人斗り有し。ときといえる女は、始伝馬
町の女獄に有けるに、病にて此処に移され暫有し
とぞ。是も此度の事件に関係せるものにて、十月廿七日に中追放の刑
を受けて放逐せられたり。此女は予もたび# #評定
所にて見しなり。水戸領の者にて、手跡・和歌
の指南、沢村里恭と名乗たるなり。

【四十五】○同じ獄にある者、過し比まで伝馬町の獄に
ありて親しく聞たるよし、奥州伊達郡八
郎は郷士の如き者にて、八郎の妻と水
戸の太宰清左衛門妾と兄弟なり。此度の
獄起し時、清左衛門出奔して妾捕られし
時、書付の類ひ取上になりし中に、八郎より清
左衛門に送りたる書輸出たり。其状に、「其許は明
君に仕へ、羨敷幸いなり」「幕府の有司は
賄賂に耽り」云云杯といふ文言有り。大に水藩
を称誉し、幕府を謗れり。夫すら
有に、先に江戸の見附などへ張札をして、

- とき 黒沢ときのこと。号李恭。当時五十四歳。常陸国東茨城郡岩船村
錫高野（現・城里町）の人。国学・和歌に長じ、生家で塾を開いた。安
政五年（一八五八）水戸斉昭の雪冤をはかり、翌年江戸より京に上り、
学習院掛座田維貞を通して東坊城家に長歌一篇を献じ免罪を訴えようと
したが、帰路捕縛され、中追放に処せられた。『東行日記』十月二十七
日条に「ときは東坊城殿家来へ文通、江戸表の形勢申送り、其上、不容
易義を歌に詠込候段、不届に付、中追放被申付たり」。明治二十三年没
八十五歳。

- 奥州伊達郡八郎 菅野八郎のこと。奥州伊達郡金原田村（現・福島県保
原町）の百姓。当時五十歳。安政の大獄で八丈島に遠島となる。その
後、慶応二年（一八六六）、信夫・伊達両郡で起こった「世直し一揆」
の指導者となる。明治二十一年没七十九歳。
- 太宰清左衛門 清右衛門の誤り。菅野八郎と同郷の商人で、水戸藩士と
なる。安政の大獄の追究は逃れ、後に元治元年（一八六四）天狗党の乱
で自刃する。三十六歳。

- **とき、沢村里恭** 黒沢登幾。常陸の出身。国学、和歌に長じていて、塾を開いていた。安政五年（1858）の水戸斉昭の処分免罪を訴え、捕縛され、中追放となった。
- **太宰清左衛門、清左衛門** 奥州の出身。太宰清右衛門のこと。水戸藩の家来。出奔して、妾が捕らえられた際、八郎からの書簡も見つけられた。
- **八郎** 奥州の出身。奥州伊達郡金原田村百姓。水戸藩の家来太宰清右衛門へ幕府を誹謗する文を送ったため、遠島になった。

幕府の有司、賄賂に耽るの非法を書し

者ありしに、其手跡と今度出たる八郎の状と

甚相似たりしかば、累に罹りしとぞ。八郎、

獄中にて自ら斯役人を謗りたる事なれば、

必ず斬らるべしといひ居たりしとぞ。然るに

遠嶋に処せられけり。

【四十六】○或時の話に、近頃立身して頓ち又罪せ

られたる鈴木藤吉の事を聞き。世にいふ口入

師・山師なるものにて、賤しき者のよしなりしに、さま\$\$\$

して金を蓄へしより、諸侯の勝手向の事に掛り、

あちこちにて仕損じ、終に跡部山州に取入、近比

三拾人扶持与力上席潤沢掛りといふものにて、府下

の米穀取締をする役になりしを、昨年に至り

奸曲露発して召捕になり、獄に下り吟味の節、

石谷因州掛りにて詰問ありしに、一々にこれを答へ、

中々屈せぬ事にて有しに、獄中手鎖の俛病

死せり。然るを其手鎖の俛にて取捨になりし

とぞ。

【四十七】○この獄者の中に歳五十ばかりなる修験あ

り。十一月二日、予、対ひて「身の上の易をたて、参ら

● **鈴木藤吉** 森鷗外の名の小説に伝記が描かれる鈴木藤吉郎のこと。下

野国都賀郡深岩村の百姓の子。一橋家書院番頭鈴木家の養子となる。浪

人後、水戸家に抱えられ蔵奉行勝手内用向勤方となり、安政四年（一八

五七）北町奉行跡部甲斐守良弼により町奉行所御用聞手附（新規三十人

扶持、与力上席）に召し出され、御国益御主法諸色潤沢掛の役儀を受け

た。翌五年五月、町奉行が石谷因幡守穆清に交代後罷免され、七月に米

売買をめぐる不正の廉で奉行所より召還され、翌六年五月に牢死する。

五十九歳。

● **口入師** くにようし。金品の周旋仲介をして手数料を得る者。

● **跡部山州** 幕臣、跡部山城守良弼。大坂東町奉行の時、米不足の中、大

坂の米を江戸へ廻したため大塩の乱が起こる。その後、大目付・勘定

奉行・江戸町奉行等を歴任。明治元年没。

● **石谷因州** 幕臣、石谷因幡守穆清。安政五年五月、跡部山城守をついで

江戸北町奉行となり、安政の大獄に際し、厳罰主義を主張して厳しい断

罪を行った。文久二年（一八六二）一橋家家老に転じ、西丸留守居となるが、同年十一月安政大獄の処置を咎められて免職となる。

- **鈴木藤吉** 下野国の出身。鈴木藤吉郎のこと。悪事がばれて、捕縛され、吟味中に病死した。

- **跡部山州** 跡部良弼。安政三年（1856）から安政五年（1858）まで江戸町奉行。安政四年（1857）に鈴木藤吉郎を町奉行所御用間手附にした。

- **石谷因州** 石谷穆清。跡部良弼の後任の江戸町奉行。鈴木藤吉郎を吟味していた。

せん」といふに任せ、いかなる事を為スやらむと思ひしに、この修験、柱に掛たる筮の短き如き物の片端を束ネたる物を取出し、押もみて卦をたてたり。これは紙稔にて筮をこしらへたるなり。今は忘れたれど、何の卦か出たるまゝ、判断していふ所甚詳かにて、「明日は必ず免れ出給ふべし。然ども黄白の事に累ありて、四五日滞留し、心を労する事あるべし。其外に事なく、帰国あるべし」といへり。これより易の事、かにかくいひたりしに、渠のいふ所も甚委しく、易は大方暗記せるが如し。又いふに、「われは修験の時、盛に売卜を致したれば、判断に於ては頗る自得せり。売卜の判断は一種の物にて、真に易を論ずる事にては却てあはぬものなり」。予、前に記す山口千枝の事を思ひ出しければ、「今府下にて誰が卜者上手なりや」と問ひしに、「第一は根岸の青雲堂なれど、これは今なし。第二に浅草の山口千枝、これは墨色に尤妙を得たり。第三に芝神明前白龍子なり。これは親の赤龍子なるものは上手なりしかども、今のは

● 黄白 カネのこと。

● 山口千枝 ↓〔八〕

● 青雲堂 根岸在住の占卜家、西谷主膳。天保十三年（一八四二）版『當時現在広益諸家人名録』に「地理風水」観空〈名広愛 字著柳／一号 青雲堂〉〈根岸〉西谷主膳」とある。

● 白龍子 占卜家、三世石龍子のことか。号松斎、名相繁、字伯節。芝三島町住（天保十三年版『當時現在広益諸家人名録』）。親の二世石龍子は、名相学、号中岳。著書多数あり。天保五年没五十余歳（『森銑三著作集続編』三、四八三頁）。

● 赤龍子 石龍子。石龍子のこと。卜者。二世石龍子？

● 青雲堂 西谷主膳。卜者。地理風水に明るく、根岸に住んでいる。

● 三条家の大夫、丹羽豊州 丹羽正庸。京都の出身。代々三条家の諸大夫を勤める家系。尊攘派と交わり、国事に奔走したため、中追放となった。三条実美？の子息の話をした。

● 白龍子 白龍子。ト者。二世石龍子の子か？

● 山口千枝 浅草に住んでいるト者。恪太郎の墨色占いが的中した。

劣れり。先、此三人にて其他は論に足らず」といへり。

又この修験者の話に、「我斯クなりしは、師匠の金八千金を遣ひ捨し事あるによつてなり。盛なりし

時は奈良の寛齋様の御子息を世話し

置たる事もあり」といひしかば、予、驚き、「其寛

齋様は二条左府公の公達にて、三条前内府

公の御猶子として南都へ入らせたる方なり。其公

達数多あり。其内なりしか」と云しに、「然なり」と

いへり。此修験は春になると出るといひしかば、予、「夫は

善〔ヨキ〕事なり」といへるに、「然にあらず。伝馬町の

柳の許へ出るなり」といひしかば、予、気味悪くなりて

止みぬ。予、つく\$\$\$思ふに、寛齋様の公達の事

は三条家の大夫に聞たる事あり。一人は京に

いまして無頼の人なり。又或近キ年、三条西殿、

日光へ勅使の時、日光街道信州にて、旅館へ

殊の外中広キ肩衣を着て、惣髪の人來り、

西殿に面会せん事を乞ひ、

寛齋殿の子と称せり。西殿も大に困られ、

さま\$\$\$申されしかどきかず、京へ連て行呉と

頼れ、不得止、連歸られし事ありとぞ。こは丹

● **寛齋様** 二条家の落胤と言われる人物。伝不詳。のち文久三年（一八六

三）七月二十七日、寛齋夫婦は紫野大徳寺北紫竹で暗殺される（『七

史』）。

● **伝馬町の柳**： 伝馬町牢屋内にあった処刑場のこと。

● **三条家の大夫** 後に出る丹羽豊州のこと。

● **三条西殿** 公家の三条西季知。安政二年（一八五五）の例幣使として日

光東照宮御大祭に奉幣している。急進的な尊攘派で七卿落の一人。

● **丹羽豊州** 三条家の諸大夫、丹羽豊前守正庸。尊攘派と交わり国事に奔

走、安政の大獄で中追放に処せられた。明治十五年没六十一歳

● **（参考）** 『東行日記』十月二十八日条、「今日をかしかりしは、土間歩

行中、修験の賊、傍に出て虱を取居たり。予に云に、「此所より浅草の

堂も見え、吉原も見え候、先、吉原を見ナサイ升セ」といふ。「いか

に」と問ふに、斯々と教に任せ、此大溜と奥溜との間、三尺余り板張に

て戸べたる所あり。「是は出火の節、溜切明け、獄中の者を逃す為の道

也」と云。此傍らの内格子へ足より五尺斗登り、戸べたる三尺余りの戸

の透間より、溜後ろの方を向て其道より覗くに、如何にも吉原と思敷田の中に人家有。二階造りにて高く建たる家、間近く見えたり。斯獄中より花柳巷を見るといふ事は、甚奇なりと思へり。其俣ふり向き見れば、外格子の上に浅草の堂、是も見えたれど屋根のみなりき」。

● **寛齋様** 三条実美？。京都の出身。幕末・明治期の公家、政治家。尊皇攘夷派。

● **三条西殿、西殿** 三条西季知。京都の出身。安政二年の例幣使として日光東照宮御大祭に奉幣している。

● **三条家の大夫、丹羽豊州** 丹羽正庸。京都の出身。代々三条家の諸大夫を勤める家系。尊攘派と交わり、国事に奔走したため、中追放となった。三条実美？の子息の話をした。

羽豊州の物語なり。彼修験の方に居られしもこれ等の人なるべし。

【四十八】○或時の話に、この浅草の獄に明楽隅州、隠密にて罪人に成りて入りたる事あり。其時は知る者更になかりしかど、後知れたりきとなむ。

【四十九】○近き頃、江戸の三年寄なるもの、罪ありて獄に下りし事ありと。其時は氷砂糖・鰻^ニ〔9C7A〕などを樽に詰メ、取入レしとなり。獄中奢侈、此時を盛なりとせりと語りぬ。

【五十】○近年、此獄中より火起りしに、明放んとて番人等走寄しかど、煙に咽んで錠を開く事能はずして、終に獄中の者七八拾人不残焼死

し、隣牢も焼して建替りしに、その後また柱より火起りしを打消し、其柱の焼痕銅にて包有しを予に示したり。

「かゝる火のなき処より奇火起りしは、怪しき事なれど折々有ル事」とぞ

語りける。予はこれを聞て気味悪しかりしかど、獄中の者は、近辺失火によりて正に火此所におよばむとする時は、開ケ放して罪人を放ち、三日の中に

● **丹羽豊州** 三条家の諸大夫、丹羽豊前守正庸。尊攘派と交わり国事に奔走、安政の大獄で中追放に処せられた。明治十五年没六十一歳

● **(参考)** 『東行日記』十月二十八日条、「今日をかしかりしは、土間歩行中、修験の賊、傍に出て虱を取居たり。予に云に、「此所より浅草の堂も見え、吉原も見え候、先、吉原を見ナサイ升セ」といふ。「いかに」と問ふに、斯々と教に任せ、此大溜と奥溜との間、三尺余り板張にて戸べたる所あり。「是は出火の節、溜切明け、獄中の者を逃す為の道也」と云。此傍らの内格子へ足より五尺斗登り、戸べたる三尺余りの戸の透間より、溜後ろの方を向て其道より覗くに、如何にも吉原と思敷田の中に人家有。二階造りにて高く建たる家、間近く見えたり。斯獄中より花柳巷を見るといふ事は、甚奇なりと思へり。其俣ふり向き見れば、外格子の上に浅草の堂、是も見えたれど屋根のみなりき」。

● **明楽隅州** 幕臣、明楽大隅守茂正か。広敷用人・西丸広敷用人・禁裏附・京都町奉行・小普請奉行・普請奉行等を歴任し、嘉永六年（一八五三）六月没。文政十年（一八二七）まで両御番格御庭番を勤めている

が、本話はその頃のことか。あるいは安政六年（一八五九）十月まで両御番格御庭番を勤めた、養嗣子の八郎右衛門か。

- 江戸の三年寄 町年寄を世襲した奈良屋・樽屋・喜多村の三家のこと。この一件不詳。

- 近年、此獄中より火… 嘉永元年（一八四八）十月二十四日暁、大溜より出火して囚人が残らず焼死した（『資料浅草弾左衛門』）。

- 明楽隅州 明楽茂正？。隠密で、浅草の獄に潜入した。

- 三条家の大夫、丹羽豊州 丹羽正庸。京都の出身。代々三条家の諸大夫を勤める家系。尊攘派と交わり、国事に奔走したため、中追放となった。三条実美？の子息の話をした。

立帰り来る者は、その罪、本罪より一等を減ぜらるゝ事故、焼失を希ふ如くに見えたり。今ある所の魁(所謂牢名、主なり)は、三度火事に逢て放たれ立帰り、大に罪を減じたりといへり。この放つ事を「切り放し」といふとぞ。

【五十一】○予、此獄にある時、一日魁等子を慰むため将棋を勧む。その敵手を入込みの中より出せり。年の頃三十未満にして、瘦衰へ色青ざめ、さながら幽霊の如き男出来たり。盤に対するに、予、頓ち敗せり。また二番をさすに、此男奇々妙々の手を出し、予がコマ〔馬〕更に進む事を得ず、守んとすれば頓ち崩れ、進み討んとすれば頓ち敗る。手段屈して実に如何ともすべからざる事なりし。予も幼年の頃は此戲を好みたれど、其後は更になさざりしに、往年浪華にて天保山に遊し船中、平塚飄齋と此戲をなしたるに、飄齋も頗る能して予がおよぶ所に

- **平塚飄齋** 文人として名高い幕臣、平塚茂喬のこと。京都町奉行東組与力。南朝正統論者であった。『山陵志』『聖蹟図志』『牧民心鑑解』等の著述あり。明治八年没八十四歳。その風貌は延世の『唱義聞見録』に描かれており、それによれば本話の天保山遊覧は、二人が大坂の旅亭で偶然同宿して出会った翌日、嘉永三年(一八五〇)三月十五日のこと。

- **平塚瓢齋、瓢齋、平塚** 平塚茂喬。京都の出身。文雅家。以前、恪太郎は一緒に将棋をさしたことがあった。

あらず。此時も敗せしかど、また此男は

平塚に比しては天淵の違ひなりしかば、

怪しみて問しに、傍にあるもの皆いふ、

「この男の強きは理り、宗桂の子にて六段

の将棋なり」といひし。「もし碁を望み

給ふならば、碁も初段の者此中に有」と

いひしかど、予、囲碁を知らざればせざりき。

【五十二】○この獄の魁なる者と亜魁なる年

老たる者と、予に「三鳥といふ事と諫鼓

鶏といふ事は、いかなる鳥を申にや」と問ひ

しかば、所に似つかざる事とをかしく

おもひ、古今集の三鳥の事をあら#

解聞せ、諫鼓鶏といふ事も斯る事と

いひしかば、大に感じ、亜魁のいふには、

「諫鼓苔蒸といふことはいかに」と問ひしかば、

「諫鼓苔むして鳥驚かずとて、上に

明君あれば諫の鼓をうたざる故の事

なり」と答へし。

(奥書)これに漏たる奇話もあまたあれど、或は

はゞかり、或は東行日記に記したれば、

こゝには省けるなり。

- **宗桂** 江戸時代の将棋の家元である大橋宗桂。本話の宗桂は十一代宗桂

(明治九年没、享年不詳)か

- (参考) 『東行日記』十月二十八日条にほぼ同話を記し、末に「又聞

に、此賊、死刑に処せらるゝ者なりといひし」とあり。

- **魁** ↓〔二十九〕

- **亜魁** 副牢名主。隠居と称した。

- **三鳥** 古今集中にある難解な三種の鳥名のこと。通常は喚子鳥・百千

鳥・稲負鳥(異説あり)。古今伝授の秘事の一つ。

- **諫鼓鶏** 諫鼓は中国古代の聖帝堯が諫言しようとする民に打たせるため

に、門外に設けた太鼓。「諫鼓苔むして(深くして)鳥驚かず」は名君

が善政を行う治世のたとえで、太鼓の上に鶏を止まらせた諫鼓鶏の作り

物が祭礼の山車等に飾られた。

- **宗桂の子大橋宗桂?**。将棋家。

● 平塚瓢齋、瓢齋、平塚 平塚茂喬。京都の出身。文雅家。以前、恪太郎は一緒に将棋をさしたことがあった。

万延元年庚申の神無月の末より
筆を起し、霜月の初に記し畢りぬ。

- 万延元年、一八六〇年。延世は出獄後、安政六年（一八五九）十一月二十一日に松坂に隣接する津藩領松名瀬村（現・松阪市松名瀬町）に帰着した（和歌山藩領構いで松坂の自宅に戻れなかったため）。その約一年後に本書が書かれた。